

令和5年3月 岩手県教育委員会定例会 会議録

1 開催日時

開会 令和5年3月13日(月)午後1時30分

閉会 令和5年3月13日(月)午後4時20分

2 開催場所

県庁10階 教育委員室

3 教育長及び出席委員

佐藤 博 教育長

新妻 二男 委員

島山 将樹 委員

宇部 容子 委員

小野寺 明美 委員

泉 悟 委員

4 説明等のため出席した職員

佐藤教育局長、高橋教育次長兼学校教育室長

西野教育企画室長兼教育企画推進監、菊池保健体育課総括課長、三浦義務教育課長、八重樫参事兼教職員課総括課長、久慈生涯学習文化財課総括課長、岩淵文化財課長、中村高校教育課長

教育企画室：菊池主任主査、西山主任(記録)

5 会議の概要

第1 会期決定の件

本日一日と決定

第2 事務報告1 令和4年度冬季大会の結果について(保健体育課)

別添事務報告により説明

第3 事務報告2 「いわて就学前教育振興プログラム」について(学校教育室)

別添事務報告により説明

宇部委員：膨大な作業大変お疲れさまでした。昨年度、幼児教育センターが設置されてから早いペースで次々と進んでいるなど感じております。昨年の幼児教育フォーラムでも、高校生までの繋がった探究の学びという子ども達の発育に基づいた学びが続くんだということまで皆さんに知らせていただいたように感じましたので、今年度このようにプログラムができて、来年度はそれを活用して県内の幼児教育、保育あわせて格差なく進んでいくことを願っております。

小野寺委員：就学前教育に関しては特にご家庭の協力が必要です。ぜひこのプログラムを広くご家庭に届くように、目に触れるようにしていただきたいこと、そしてできればPTAなど研修に使っていただいて理解を深めていただくのが良いかなと思っております。

泉委員：いよいよ本格的な運用を迎えるんだなという実感が湧いてきたところですが、具体的に現場に下ろすときに指導主事の先生方の力が大きいだらうなどと改めて日程を見て思ったところです。4月12日と20日の指導主事の会議というのは5月以降どのように研修をするのか、現場に下ろすのかということが話し合われると思いますが、ぜひ指導主事の先生方の目線合わせといったところもよろしくお願ひしたいと思ひます。

第4 事務報告3 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の一部改正について(教職員課)

別添事務報告により説明

宇部委員：素晴らしい指標をありがとうございました。一点質問ですが、この指標が毎年度学校現場で教

育指導指針の巻末に入って配付されますが、講師にも配付になりますでしょうか。

八重樫参事兼教職員課総括課長：なります。

宇部委員：教員不足の時代ですので、次の試験を目指している方々にもぜひこれを見ていただきたいと思
いますし、ライフステージに沿って一生涯教員を続けるうえで特に若い中堅の教員の方々は参考にな
ると思います。年度初めにいただいてもしまっておくことが多かったのですが、日々活用されてみん
ながそれに向かって進むことを願っております。

畠山委員：最終案という段階になってから言葉の使い方に質問をするのは恐縮なところもありますが、例
えば教員としての素養の中で、「児童生徒に対する深い愛情と人権意識を持ち」といった記載があり
ますが、「愛情」という表現で良いのかなというのが少し気になるところです。教育基本法を見ると
「個人の尊厳を重んじ」というのが出てきて、それは色んな法律で使われていると思います。子ども
の権利条約でも大事なのが子どもが一人の人権の主体として一人ひとりを尊重するということに
重きが置かれているのではないかと私は理解しております。そうすると「愛情」というのは少し解釈
に色々な余地を残すような気がしまして、個人の尊厳を尊重するような表現で子どもの権利条約や各
種法律と整合するような中身の方が分かりやすいのではないかと思います。

八重樫参事兼教職員課総括課長：「愛情」の部分につきましては、従来からこのような表現が使われてい
たこともありまして、ご指摘の通り法律上の表現等については個人の権利の尊重という形の捉え方も
あると思いますので、この部分については確認のうえ精査したいと思っております。

畠山委員：最終案の段階で申し訳ありませんがよろしく願います。子どもを取り巻く色々な諸問題が
起きたときに、それぞれ子どもに対する愛情がある中で、それが違う形で出てしまって問題が起きて
いることが散見される現状があると思います。もっとわかりやすく客観的に子ども達の人権を尊重し
なければならないということがわかるような指標になっていると良いかなと思います。もう一つは、
市町村教育委員会との意見交換会の際にも、研修履歴を利活用していく中でこの表を分かりやすくし
てほしいという意見が出ていたと思いますが、もっともだなと思います。色々なものがあると現場の
先生方、管理職の方々は大変だと思いますので、この研修のねらいはこの表のここにあるというの
がリンクしていったほしいですし、どんどん分かりやすいものになっていくように今後検討を重ねて
ほしいと思います。また、研修の中身もやっていくなかで課題が出てくると思いますので、指標の大
きなところを見失わないようにしながら研修の見直し改善というのは常に続けていただきたいと思
います。

八重樫参事兼教職員課総括課長：指標の策定は教育委員会事務局内で教員等育成指標の在り方検討会を立
ち上げて進めてきたところであり、研修体系の部分についても同じメンバーで同時並行的に進めてき
た経緯がありまして、連動するような形のものを目指して進めてきている状況です。研修を実施して
いるうちにもっとこうした方が良いというのはあると思いますので、見直しが必要となれば中身の部
分については考えていく必要があると思っております。使いやすさという観点については、研修履歴
は別シートで指標はこれということになるとなかなか現場では手間がかかる部分もあるかと思
います。指標の項目にそれぞれこういう研修が当てはまるというのを作っておいて、修了すれば済とい
う形で印をつけていき、どこが足りないのかが一目でわかるような形というのも一つの案ではないか
と考えております。学校教育室とも調整しながら検討させていただきたいと思っております。

小野寺委員：多くの項目が書かれております。これを完璧にするのは大変なことだと思いますが、これを
基本として先生方一人ひとりが自身の考えているライフステージと照らし合わせながら、まずは振り
返って見直す余裕のある指標であってほしいと思っています。赴任地によって色々な環境があって、
自分が発揮できる力、不足しているところがどんどん変化していくことだと思いますので、いつでも教
師としての自身の持ち味を活かした自分なりの指標となるようなものになってほしいと思います。

新妻委員：採用試験や登用試験でも評価の視点に使う可能性があるということですが、具体的にどんな反
映のさせ方をするかというのはこれからの課題という受け止めでよろしいですか。

八重樫参事兼教職員課総括課長：はい。

泉委員：この指標が上手く機能するためには、日常の管理職との面談もさることながら基本研修の持ち方
がより重要になってくると思います。基本研修の在り方というものもさらに詳細を吟味して進めてい
ただければと思います。

新妻委員：教育的愛情というのは人権意識とか人権感覚というものでもないのでしょうか。

八重樫参事兼教職員課総括課長：元々の指標のなかに教育的愛情という形で、「児童生徒に対する愛情と
人権意識を持ち」という記載がされておまして、当時どのようなやり取りがあってどのような意図

で現在の記載となったのか確認しながら、先ほどの畠山委員からのご意見も踏まえて必要であれば適切な修正を加えていきたいと思いをします。

新妻委員：教師として教育に対する愛情ということではなく、あくまでも子どもへの愛情と人権感覚というイメージになると思うので、それが伝わるような表現が良いのではないかと思います。

佐藤教育長：よりふさわしい表現がないかどうか、本日の意見をもとに検討したいと思いをします。

第5 事務報告4 「岩手県附属機関条例」の制定について（教職員課） 別添事務報告により説明

新妻委員：条例化した方が良いものは先ほどご説明にあったように要綱レベルではまずいという問題があるということと、きちんと位置付けて必要な謝礼など支払えるような形になるということですね。要綱で謝礼を支払うことの一歩の問題はどこだったのでしょうか。

八重樫参事兼教職員課総括課長：審議会の委員については県で内規のようなものがあって、それに基づいて謝金の額が決まっております。要綱で設置しているものは例えば医者であるとか、高度な専門的な知識だとか特殊なものを持たれている方には規定をそのまま適用してもなかなか委員になっていただけないという部分もあったりして、そういう事情を参酌しながらやっていたようなものが他県ではあって、何の根拠もなくそのような額が支出されているのは公金の支出の仕方として適切ではないのではないかと思います。この際きっちり審議会の委員に該当するものについては条例化してそれに則ってやっていくということでもあります。

第6 議案第37号 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（教職員課） 別添議案により説明

原案どおり決定

第7 議案第38号 岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令（教職員課） 別添議案により説明

新妻委員：高齢者というのは65歳以上というのが一般的な規定ですけれども、高齢期を迎える職員というのは高齢期になった職員という捉え方でよろしいですか。

八重樫参事兼教職員課総括課長：地方公務員法の中で元々高齢期の部分休業というのが認められておまして、55歳から従来認められておりましたが、岩手県では導入してきませんでした。ただ、定年引上げに伴いまして、60歳以降の働き方としてそういう部分もあるのではないかと思います。全国的にもそのような流れでしたので、昨年12月25日に条例を制定しました。高齢期を迎える職員というのは法律上は60歳ではなくもっと前から取れるわけですけれども、岩手県としては60歳の定年引上げ以降を対象にしようという形でしたので、正確に書くと60歳以上の職員という書き方になりますが、法律を踏まえると高齢期を迎える職員という形で記載させていただきました。

新妻委員：極論を言えば55歳以上でも良いわけですか。

八重樫参事兼教職員課総括課長：他県では少ないですがそういう県もございますが、岩手県では60歳以上となります。

原案どおり決定

第8 議案第39号 岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（教育企画室） 別添議案により説明

新妻委員：死者に関する情報の保護ということになると、例えば亡くなってからいつまでというような期限はあるのかないのか、あるとすればどれくらいの期間が想定されているのか。

西野教育企画室長兼教育企画推進監：今のところ期限はありませんが、文書の保存期限との関係もありますので、情報が記載された文書が歴史公文書になりますと永年となりますし、その他は文書によって

保存期間の満了をもって廃棄の措置をとることとなります。

原案どおり決定

第9 議案第40号 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則（生涯学習文化財課）
別添議案により説明

原案どおり決定

第10 議案第41号 文化財の指定に関し議決を求めることについて（生涯学習文化財課）
別添議案により説明

原案どおり決定

第11 議案第42号 令和7年度以降の岩手県立高等学校入学者選抜の実施方法に関し議決を求めることについて（学校教育室）
別添議案により説明

泉委員：特色入試の募集定員は各学校で決めることができるものなのか。それから、特色入試を一日目に実施するのか二日目に実施するのかというのは、秋頃に周知をするということですが、今の段階で触れておかなくても良いか。自分の志望する学校はどっちなのかという不安を中学生が抱かないか。また、生徒は自己推薦するわけですが、出願先の高校の求める生徒像に合致しない内容のものがあつた場合は門前払いする形になるのか。色んな人の目に触れないまま生徒が出願するとするならばそういう点もあり得るのかなと思う。志願高校の求める生徒像を参考にしながら自己推薦という文言があるので、そこに合致するしないというのは各学校での判断になるのかなと思います。

中村高校教育課長：募集定員につきましては、この資料でははっきりお示していないところでございます。現在の推薦入試でも上限何%以内でということでお示しておりましたので、今後検討を進めて、上限をお示してその範囲内で各高校で示していただくということで進めております。それから特色入試が一日目なのか二日目なのかは各学校によって対応は異なってくると思いますが、公表資料として令和5年9月頃入学者選抜実施概要（案）を作成し公表というスケジュールを示しておりますが、分かりにくいところもあると思いますので、議決いただいた後には速やかに各中学校等にも説明会等を行っていきたくて考えております。また、門前払いになるのではないかというお話については、基本的には生徒が主体的に自分の進路を考えていくということを支援していくといったキャリア教育の目標も照らし合わせての入試制度の運用となっていきますので、生徒が考えていく際にももちろん中学校からも色々な支援や指導いただくことになるとは思いますが、今の段階では中学生がこの学校に合致しているのではないかと考えたことについては出願を制限することは考えにくいのではないかと考えております。

新妻委員：選抜方法で学力検査と調査書との比率を各学校が決めることとなりますが、理屈上は毎年変わり得る可能性があると思いますが、それはやむを得ないとするのか、入試なのであまり動かさない方がよいという理屈もないわけではないのでその辺の兼ね合いはどう考えているのか。

中村高校教育課長：現行制度につきましても基本的には一年毎に推薦入試をどうやるかとか定員であるとか確認をとっており、現在も制度上毎年変わり得ることは可能ですが、実際には毎年ころころ変わるといったところもなくて、ただ一定期間やっとうえで反省をまとめて、変えていくといったことはあります。新制度になってまだ各学校も計画を立てていないところですが、基本的には何ヶ年は必ずこの形でといった縛りはかけない方向で考えていますが、恐らく各学校では受検生が混乱しないように長いスパンを見ながら自分の学校のあるべき姿を検討していくものではないかと考えております。

新妻委員：ちょっとした修正はあり得ると思いますが、ダイナミックな修正になると受検生は混乱します。仮にダイナミックな修正が数年続くと受ける側としては躊躇せざるを得ない。微修正は当然あって然るべきだと思いますが大きく転換するというのが毎年のように行われるというようなことはあってはならないだろうと思いますので、その辺について少し丁寧に説明をお願いしたいと思います。

小野寺委員：丁寧な説明って大事ななと思います。パブリックコメントの一番意見が多かったものに現場

の先生方の指導の不安というのがあって、初めてのことで、先生方は生徒をどのように合格させるかと一生懸命考えると思います。学校によって先生の指導の力量というか、それが違っていたりすると生徒にとっては残念なことになりますので、先生方に同じようにご理解いただけるような説明が必要だと思います。

中村高校教育課長：今のご指摘を踏まえながら、評価の観点や配点といったところも十分に中学校の先生方に説明して参りたいと考えております。

畠山委員：最近の生徒の活動の多様化等を踏まえて生徒一人ひとりの適切な高校選択に向けて大きな改善を図っていただいたということについては保護者としても非常にありがたいことだと思っております。今回新たに特色入試の方でプレゼンテーションや口頭試問といった新たな取組が行われていることについて、細かい内容はこれからだと思いますが、色々な得意不得意のある生徒たちにも多様な選択肢、多様な活用の方が活かせるような入試として上手く活用されていくことを保護者としては期待してお願いしたいと思っております。

原案どおり決定

議案第 43 号以降については、非公開とする議決がなされた。

第 12 議案第 43 号 令和 5 年度教科用図書選定審議会委員の任命に関し議決を求めることについて（学校教育室）

別添議案により説明

原案どおり決定

第 13 議案第 44 号 教育長の辞職の同意に関し議決を求めることについて（教職員課）

別添議案により説明

原案どおり決定

第 14 議案第 45 号 本庁の室課の長等の人事に関し議決を求めることについて（教職員課）

別添議案により説明

原案どおり決定

第 15 議案第 46 号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて（教職員課）

別添議案により説明

原案どおり決定

〔戒告 営利企業への従事等の制限違反 57 歳 女性 中学校 教諭 盛岡教育事務所管内〕

第 16 議案第 47 号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて（教職員課）

別添議案により説明

原案どおり決定

〔免職 学校徴収金の着服及び公金等の不適正処理 29 歳 男性 一関市立花泉中学校 講師 佐藤 暢哉〕

〔戒告 管理監督責任及び担当業務の不適正処理 60 歳 男性 一関市立花泉中学校 校長〕

〔戒告 管理監督責任及び担当業務の不適正処理 50 歳代 男性 一関市立花泉中学校 副校長〕

第 17 議案第 48 号 学校職員の一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に関し議決を求めることについて（教職員課）

別添議案により説明

原案どおり決定

第18 議案第49号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて（教職員課）
別添議案により説明

原案どおり決定

〔停職5月 親睦会費の着服 30歳代 男性 県立高等学校 実習教諭〕

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。